

# 令和2年度中古住宅診断普及事業補助金交付要綱

## (目的及び交付)

第1条 公益社団法人山形県宅地建物取引業協会は、中古住宅の流通促進による既存住宅ストックの活用と空き家の発生抑制に資するため、中古住宅の売買時に実施する既存住宅状況調査を受ける者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 山形県内に存する住宅又は建築物で、居住することを目的とするもので、以下のいずれかに該当するもの。ただし、新築後に当該建築物での居住の実態が全くないものを除く。
  - (ア) 令和2年4月1日以降に購入又は売却を行った又は行おうとする住宅。
  - (イ) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までに購入した住宅。
- (2) 調査者 「既存住宅状況調査技術者講習」を修了した建築士(宅地建物取引業法施行規則第15条の8第1項に規定されたものをいう。)、または、既存住宅売買瑕疵保険に加入するための現場検査の場合は、住宅瑕疵保険責任法人
- (3) 既存住宅状況調査 「既存住宅状況調査方法基準」(平成29年国土交通省告示第82号に定める基準をいう。)に従って行われた調査、または、既存住宅売買瑕疵保険に加入するための現場検査。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、中古住宅の売主又は買主とする。ただし、買主の場合は個人に限るものとする。

## (補助対象となる調査内容)

第4条 補助金の交付の対象となる調査は、第2条で定める調査者が行う既存住宅状況調査で、令和2年4月1日以降に実施したものとする。ただし、令和2年度やまがた中古住宅利子補給金交付要綱第4条第2項に規定する住宅の購入に要する額に既存住宅状況調査の費用が含まれている場合を除く。

## (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象調査を行う住宅1戸につき、調査に要した費用の2分の1の額又は3万円のいずれか低い額とする。ただし、東根市内に存する住宅については、補助対象調査を行う住宅1戸につき、調査に要した費用の4分の3又は4万5千円のいずれか低い額とし、山形県住宅供給公社の分譲住宅団地内の住宅については、補助対象調査を行う住宅1戸につき、調査に要した費用の全額又は6万円のいずれか低い額とする。

## (補助金交付申請及び実績報告)

第6条 補助対象者は、令和2年度中古住宅診断普及事業補助金交付申請書(兼実績報告書)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて公益社団法人山形県宅地建物取引業協会に提出するものとする。なお、申請書の提出期限は令和3年3月5日とする。

- (1) 口座振替申込書(様式第1号別添様式)
- (2) 調査費領収証の写し
- (3) 調査内容、調査者の資格が確認できる書類  
(「調査の結果の概要」の写し等)
- (4) 中古住宅であることを確認できる書類  
(登記簿の写し、既存住宅売買瑕疵保険付保証明書の写し等)
- (5) 売買が行われた又は行おうとする住宅であることを確認できる書類  
(売買契約書、媒介契約書、広告の写し、既存住宅売買瑕疵保険付保証明書の写し等)
- (6) その他公益社団法人山形県宅地建物取引業協会が必要と認める書類

2 補助金の申請(兼実績報告)は、先着順に受け付けるものとする。

(補助金交付の除外要件)

第7条 公益社団法人山形県宅地建物取引業協会は、申請者が次の各号いずれかに該当する場合は、交付の決定をしないことができる。

- (1) 令和2年度にこの制度による補助金の交付を受けた住宅の調査
- (2) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
- (3) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (5) その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助金交付決定及び額の確定)

第8条 公益社団法人山形県宅地建物取引業協会は、令和2年度中古住宅診断普及事業補助金交付申請書(兼実績報告書)の提出があった場合において、当該補助金交付申請書(兼実績報告書)の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金の交付を決定し、併せて交付すべき補助金の額を確定し、令和2年度中古住宅診断普及事業補助金交付決定通知書(兼交付額決定通知書)(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金交付の取消し等)

第9条 公益社団法人山形県宅地建物取引業協会は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定により交付決定した補助金を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 補助金に関して公益社団法人山形県宅地建物取引業協会に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還等)

第10条 公益社団法人山形県宅地建物取引業協会は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し補助金の返還を求めるものとする。

2 申請者は前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(書類の提出)

第11条 この補助金に関する書類は、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会に提出するものとし、提出部数は1部とする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会が別に定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和2年4月1日から施行する。